

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成23年9月22日(木)午後2時～午後4時

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

福岡地方裁判所裁判官 野 島 秀 夫 (第1刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁検察官 鈴 木 大 輔

福岡県弁護士会所属弁護士 徳 永 響

福岡地方裁判所裁判官 高 原 正 良 (第2刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：ただいまから意見交換会を行いたいと思います。裁判員裁判が始まりまして、2年4か月が経過しました。福岡地裁でも多数の事例が集積されています。裁判員を経験された皆様から、ある程度時間が経ったこの時期に、経験者の方の率直な御意見を聞かせていただき、国民の皆さんの裁判員制度に対する不安とか負担感のようなものを解消することができて、それが裁判員裁判に対する理解が深まって、裁判に対する信頼が増すことによって、国民の皆さんが安心してこの裁判員裁判に参加していただけることにつながれば、というふうに考えています。そういう趣旨で、本日の意見交換会を行わせていただきます。皆様は、今年の3月から7月にかけて行われた裁判員裁判に参加をしていただいた方々です。皆様の遠慮のない率直な御意見や感想を聞かせていただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。本日の意見交換会の予定ですが、まず最初に、裁判員裁判に参加しての全般的な感想あるいは印象をお聞かせいただき、その次に各論的なものとしまして、裁判員の選任手続、それから審理、評議、判決言渡しの各点についての感想、御意見をお聞かせいただいて、残りの時間で今後裁判員になられる方へのメッセージをお聞かせいただきたいと思います。その後、10分ほど休憩を挟みまして、報道の方からの質問が約30分ある予定であります。それでは、早速本題に入っていきたいと思います。まず、最初に、裁判員経験者の皆さんに、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、御意見を聞かせていただければと思います。どなたからでも結構です、発言していただければと思いますが。1番

の方からよろしいですか。

経験者1：正直言って、感想というほどのものでもないといったところなんですけれども、やらないよりやった方がよかったというのが意見です。ただ、やった後で、とても後味が悪く、ちょっとしたことですぐ思い出す。人のことだけど、自分に振り返ってみる。もしかしたら自分もそういうふうなことになり得るかもしれないとか。ぐるぐるぐるぐる堂々めぐりみたいなのが、何か月も自分の頭の中で回っているというような状態です。

司会者：2番の方、お願いします。

経験者2：私も、やらないほうがよかったのか、やったほうがよかったのかわからないんですけど、たくさんの方の意見を聞いて、人の考えもいろいろあるなというふうにわかったんですけど、やっぱり何かほかの事件とかもテレビで見たりすると、トラウマのように思い出したり、自分たちが下した判決というのは、本当にその人のためによかったのかというのも、何かちょっとしたきっかけで思い出すことが多々あります。

司会者：3番の方、お願いします。

経験者3：私も人生の勉強と思って、参加したいと途中で思いました。最初は嫌々でした。何で当たったんだろうかという心境でした。裁判員になるより、裁判されたほうが良いという気持ちに途中でなりました。さっきも申しましたけど、年齢が私より一つ上の人だったので、同情のほうが先に走りまして、軽くしてあげないといけないということが気になって。人を1人殺しているんです。その線だけはきっちりと引かないといけないなと途中から思うようになりました。それまでは、同情とやりたくないという気持ちから、毎日裁判所まで来るのが苦痛でした。その前もずっと文書が裁判所から来てましたけど、郵便物が来ないように放っておこうと、ごみ捨てに入れたこともあります。最初のころ、どうでもいいだろうと思って。そういう心境でございました。

司会者：4番の方，お願いします。

経験者4：私は，参加する前と選ばれてからの気持ちには変化がありました。地元の自治会のほうにお世話になってまして，そこの自治会の役員さん，会員さんからいろいろ尋ねられました。また，友人からも質問がいろいろありましたが，内容を少し説明いたしました。皆様の裁判員裁判への関心のなさに驚いたところでした。

司会者：5番の方，どうですか。

経験者5：裁判というものに全く関心がなかったんですけど，今回参加させていただいて，いろいろ良い経験をさせていただいたというのが率直な感想です。意見がすべて出尽くしたのかどうかとか，もう少しこんなことを言えばよかったのにということを後になって思ったことはあります。

司会者：6番の方はいかがですか。

経験者6：私も通知を受けた時には，1年間エントリーされたということで，具体的な案内は来ないかなと思っていたら，6月に入って案内が来ました。少しは予想していたんですけど，びっくりしました。私はこの6人の中で一番年齢が上で，70歳を超えております。しかし，70歳を超えてもいろいろ勉強があるだろうと思って，参加を断らなかった。6月に案内が来たけれども，どういう事件だろうかなということの関心があっただけで，裁判所に来てから，失礼ですけども，凶悪事件じゃないな，人を殺してないなという事件だったので，少しは安心しました。私は，そろそろ墓場のほうに行くので，冥途の土産に墓場で先輩の方に話してやろうかと思っております。

司会者：6番の方，職場，あるいはOBとして，後輩の方々にいろいろ話をされる機会がございますか。

経験者6：退職して十何年にもなりますが，私は，大きい会社で勤めていて，その出先が近くにあったので，そこの総務の人には，こういう通知が来るよ，来

た人はいるかと聞いたら、来てないと。総務としては、通知が来てから選任されるまでの流れをしっかりとっておけばいいんじゃないかということで、この間、私の経験談を話したことがあります。

司会者：今、6番の方の話があったんですけど、職場の方とか、あるいは友人、地域の方に裁判員で経験した感想をお話される機会がございますか。1番の方、いかがですか。

経験者1：先ほど話したんですけど、うちの会社はそんなに大きな会社じゃないのに、3人も選ばれたんです。だから、その関係があって、みんなとても聞くけど、遠巻きにしながら聞いてくるというような状況で、実際選ばれた人は、どういうふうにして最終的に選ばれるのかとか、そういった具体的なことを聞きたがる。逆に事件の内容より、その過程というのを結構聞いてきました。

司会者：そういう時にはどのような話をされますか。

経験者1：基本的には、私もよくわからなかったんですけど、コンピューターで無作為にくじ引きしたらしいよという話はしたんですけども、実際にはくじ引きの現場を見てないので、はっきりとはわからないと答えました。そして、みんな、どうやって選んでいるんだろうというところが一番のなぞでした。

司会者：福岡では、パソコンによるくじ引きは裁判官と検察官、弁護人がいる質問手続を行う部屋で行います。皆さんの目の前で行っていませんので、そういう皆さんの御意見、感想はいただいています。ほかに職場の方で、あるいは友人に、御自分の経験談を話した経験がどなたかございましたら紹介していただけないでしょうか。2番の方はございますか。

経験者2：家族だけです。

司会者：そうですか。家族でどんな話をしますか。

経験者2：4日間通ったんですけど、娘と息子がいるんですけど、毎日帰ったら、普

段はテレビとかを見るのが、テレビも見ずに、好きなドラマがあっても見ずに、3人で話して、今日の審理はどうだったということから入って、僕はこうと言う、私はこうと言う。主人が帰ってきて、また話をして。家族4人でもこんなに意見が違うんだから、意見が違うのは当たり前かなと思って、毎日通ってました。

司会者：御家族の中で裁判に関心がおありといった様子がありますかね。3番の方、そういうことはございますか。

経験者3：内容については全然しゃべっていません。しゃべらないのが一番いいと思ひまして。

司会者：感想とか、意見とか、こういう制度だったよとか。

経験者3：行ってきたと言っただけです。内容には触れたらいけないと思ひまして。全然公表はしていません。家でも言っていないです。

司会者：4番の方はいかがですか。

経験者4：私は機会がありましたので、皆さんに話しました。ミーティングの時に裁判所からいただいたビデオを見せました。いろんな内容のことを聞かれましたので、話せることについては話しました。関心のある方とない方もおられました。当たれば私は参加するという方もたくさんおられました。

司会者：関心を示される方と関心の低い方の割合はどうでしょうか。

経験者4：7対3です。関心のある方が7、当たれば参加しますと。

司会者：5番の方はいかがですか。

経験者5：仕事の取引先と話す機会がたくさんありまして、裁判員で休んでいましたということで、評議の内容以外のことはいろいろ話をして。確かに裁判員の興味はあるんですけども、仕組みとか、どんなふうになって最後にどうなったとか、事件そのものというのは聞く方は非常に少なかった。もし来たらどうしますかと聞いたら、参加しないといけないだろうねというような意見は多かったです。

司会者：そういった話をしていただいた折には、比較的関心がおありの方のほうが多い状況かな、皆さんのほうからぜひ参加したらどうかということで勧めたというような、そういうケースはございますか。当たったら参加したほうがいいですよというスタンスの話ですね。

経験者4：私のほうも、経験上、こういう経験というのは一生に一度しかないと思うので、やったほうがいいんじゃないかということを行いました。先ほど言いました何人かの方はぜひ参加したいというふうに言っておられました。

2 裁判員選任手続

司会者：ありがとうございました。今、皆さんから全般的な感想、意見を伺ったわけですが、次に各論的な話を伺っていきたいと思います。まず、選任手続、それから審理、評議、判決というような手続の流れがあるわけですが、どなたからでもどの切り口からでも結構です。御意見、感想ございましたら。順番に、選任手続からいきましょうか。流れに沿って、記憶を喚起する意味で、よろしいですか、選任手続から。始めは皆さん、裁判所に来ていただいて、ガイダンスから始まりまして、そして先ほど話が出ました、最終的なくじということで選ばれる、その選任の手続。それから選任後、事件によってはすぐ裁判が始まるというケースもございますし、あるいは選任手続と裁判の日が翌日になったり、あるいは開いたり、そういうケースもあったと思うのですが、その辺も含めて、選任手続から裁判が始まるまでのことにつきまして、皆さんの感想、御意見を聞かせていただければと思います。どなたからでも話していただければ。順番のほうがよろしいですか。

経験者1：先ほど選任の話で、くじ引きの話を行いましたけど、私の場合は、とても長期間だったので、トータルで2週間仕事を休んで出るということで、決まってすぐに参加したので、仕事の準備も何もちらかったまま裁判に加わ

って。途中，土曜日とか1日だけお休みがあったので，そこで集中的に仕事に行きまして。正直言って，ものすごく疲れる。2週間というのは，お勤めをしている場合はとても大変な長い日にちだというふうに思いました。最初のころは，二，三日だろうという感覚があったものですから，2週間というのにまず驚いて。そして裁判所は5時でぴたっと終わるのかなと思っていたら，5時でぴたっと終わらないで，結構時間がかかるし。朝も早くから夜も遅くじゃないですけど。帰ったら，本当にくたくたになって。男性の方は別として，女性で，家の食事の準備から何からとにかくフル回転でやっていたということで，裁判自体より自分自身が，普段やらない行動パターンを2週間続けるというのは，とても精神的にも肉体的にも大変でした。おかげさまで，病気もせずに何とかやっていけたのですけども，もし倒れたら予備の方がいらっしゃるということだったので，やれるだけのことをやってみようかなとは思っていました。

司会者：仕事のやりくりで苦労されたようなことについて，差し支えなかったらお願いします。

経験者1：逆に，周りの人に，会社，同僚に非常に助けられてやっていったという形です。上司も何しろこういうことは初めてだったので，とりあえず行って来いと。何がどうなっているかわからないけど，やって来いと言うので。会社側とか同僚のバックアップがあったからこそやれたということもあるし。それから私は最初，有給とかを使わないといけないのかなと思っていましたんですけど，最初は有給届を出していたんです。そしたら，ほかに裁判員で出ていらっしゃった方は，有給なんか使わないわよとおっしゃるから，そうかと思って会社と交渉しまして。当然私が初めてのことなので，私が有給を使えば，次の方も有給を使って出ていかなきゃいけないことになる。ましてや2週間とかになると，私はある程度年齢がいつているので，有給の数もあるけど，若い人だったら，とてもじゃないけど，普通6日間ぐら

いしか、新人だっただけです。そうすると、有給でなく、給与にまで響いてきます。月々の給料とかボーナスとか、そういう査定にも響いてくるわけですから、そういった部分で実際長期化したり、二、三日であっても、そういった会社側のバックアップとか理解がなければ絶対やっていけないような制度だなどと思いますので、お国からおろされるものですから、その辺はもっと会社のほうに働きかけてもらいたいなと思います。理解をしていただくように。こっちから言わなければやってくれないというような状況なわけです。もっとそういった整備で、こういうふうに裁判員制度で出ることに對してはきちんとした保障をつけてもらえたらいいなというふうに。私は社員だったんですけど、パートさんとかが2週間休んだら、下手したら首を切られる可能性だってあると思うんです。

司会者：そうすると、特別休暇になったのでしょうか。

経験者1：休暇とか何とかは一切出していません。通常出勤扱いにしてもらいました。そこは交渉しました。

司会者：選任の時の感想について、2番の方はいかがですか。

経験者2：選任の時、たくさんの方が集まるじゃないですか。結局、抽せんに漏れたら午前中で帰られるわけじゃないですか。私は時間がもったいないと思うんです。だから、当たりました、来なさい、私はそのほうがダイレクトで、心の準備もちょっとできるじゃないですか。何日か行かなくちゃいけないというのがあから。あれって人数をたくさん集めて、結局本当に時間もお金も無駄だと思うんです。郵便も何回も来るじゃないですか。もう、1回当たりましたからどうでしょうか、個々にこういう事由で行けませんという方だけもう1回連絡みたいなのがあったほうが、私はくじがどうのとおろおろするよりも、心の準備もできて、来れるかなと思いました。

司会者：3番の方はいかがですか。

経験者3：私も今のお隣の言われたとおりでもいいかと思いましたが、その時の健康

状態等もありませんし、なかなか難しい面があるかと思います。予備をたくさんとっても、それからまた選び直さないかなかなと思ってます。

司会者：4番の方、いかがですか。

経験者4：私のほうは、当日の午後から第1日目の裁判がありました。3日間ありまして、途中、土日は休みで、月曜日で結審したような状態でした。私にしてみれば、時間的な問題はとても楽に進められたと思います。

司会者：5番の方は、いかがですか。

経験者5：私の場合は、会社にそういう制度がありましたので、書類を提出したら、通常出勤扱いということで、すぐに参加できたんですけども。候補として2回書類が来て、2回目 came 時、また書類を出して、2回出るのかと。後で聞いたら1回だけでいいということだったんで、そういうこともあるのかなというふうに思ったんですけど。手続の中に関しては、全国同じような形でされていると思いますので、それについてはこういうものだろうなど。ただ、くじに関しては、公正に、画面は見られなくても、皆さんの前でくじのボタンを押すとか、そのあたりがあってもよかったのかなと思います。

司会者：6番の方、いかがですか。

経験者6：私もちょっと思ったのは、若い人もいたので、ミックスで呼ばれたのかなと思いました。

司会者：年齢の調整をしたんじゃないかと。

経験者6：当日来られなかった人がおられて、2分の1の割合で当たりました。今回の事件は知っていますか、事件関係者の親戚ですか、兄弟ですかというような質問があって、仮にもしそこに出席する人が当てはまっていたとしたら、どういう格好で裁判所としてはなだめられるのかなとちょっと思いました。だから、そういうことで、無作為で来るということも非常に難しいんじゃないかなと思っています。

司会者：くじの話で言われましたけど、皆さん、くじに関してはいろいろ御意見
がおありのところ、私も、裁判が始まる冒頭の時に、裁判員に選ばれた、
あるいは補充裁判員として選ばれた方が、やはりくじについていろいろ話
がありまして、ガラガラのようにどうして一人一人させないのかという話
も話題として出ることがあります。全国共通のシステムで行っている関係
で、パソコンでやらせていただいていますけども、そういう苦しい弁解と
いいますか、一応の説明はするんですけど。その点、パソコン抽せんの方
法ということに関しましては、できるだけ皆さんの目に見える方法でやっ
ていただきたいというのが皆さんの御希望でして、場合によって、裁判所
のほうもこれから課題として検討されることになると思いますので、今の
皆さんの御意見として伺っておきたいと思います。一応こういう状況の中
で選任されて、協力をしていただいた皆さんの御苦労はよくわかります。
それから、職種によっては、ある程度の時間の裁判というのは難しくなっ
てくるのではないかというお話。そういった御意見を活かしながら、私ど
もは議論していきたいと思っています。

3 審理

司会者：それでは、続いて、審理に入っていきたいと思います。裁判員裁判を行
う者として一番気になり、苦労しているところは、法廷で裁判員の皆
さんが見て、聞いて、わかる裁判ということをやっていますので、
その辺の視点から、皆さんの御意見を聞かせていただければと思います。
手続としては、最初に検察官、弁護人がそれぞれ事件の見立てを話す冒頭
陳述から始まりまして、検察官が請求している証拠の審理、その証拠の中
には、書面を調べる、書面の中身を検察官が説明する、人の供述をまとめ
た供述調書を検察官が朗読するという場面があったと思います。それから、
証人尋問で証人から直接話を聞く。被告人質問で被告人の話を聞く。最後

に検察官がまとめの論告を行って、弁護人も最後に弁論を行うといった流れがあるわけです。そのどの切り口からでも結構ですけども、この辺がわかりやすかった、あるいはこの辺はもう少し工夫があってもよかったのではないかというような感想も含めて、審理の全体について、あるいは個々の場面についてでも結構ですので、その辺の御意見を聞かせていただければと思います。では、5番の方、お願いします。

経験者5：私の場合、抽せんが行われて選任されて、その当日の午後からすぐに始まりました。今回の裁判はあらかじめこういうふうな争点で始まりますというような話で、そこだけについていろいろ意見を交わすということになるんですけど、その前というのが全くない状態でいきなり争点ということになると、何を聞いていけばいいのか全くわからない状態でした。終わってみれば、本当にこれでよかったのかと、今でも思うくらいでありまして。裁判の中で質問はさせてもらったんですけど、それでも聞きたかったことが本当に聞けたのかというのがいろいろあって。事件ごとに、ケースバイケースで、争点とかもあるでしょうけども、こちらまで事前に情報としていただくものが余りにも不足していたんじゃないかなというのが私の感想です。その情報に基づいて、いろいろ話し合っていく、いい意見交換というのもできたんじゃないかというのが感想でした。

司会者：はい、6番の方どうぞ。

経験者6：全く今の話と似ていると思うんですけど。まず最初にこういう内容ということを知って裁判の部屋に入るんですけど、初めて入る部屋で、最初は全然言葉がわかってなくて。たまたま私の場合も11時ちょっと過ぎから始まって。午前中の1時間というのは何を聞いていたのかなというような感じだったのでですけど、昼御飯を食べながら裁判所の方と雑談させていただいて、午後からは、検事さん、弁護士さんの話をよく聞くことができた、落ちついて聞けたと思います。だから、おっしゃったように、入りの1歩、

2歩と言うのでしょうか，うまくスムーズに入られるような工夫が一番理想じゃないかなと思っております。

経験者4：私は，事件の内容と重要性について，判決までの期日と時間が非常に短くて，重大な判断をするのに困りました。一つ一つの問題，内容が，難題が起きて判断に非常に困ったのですが，被害者側，加害者側の両家族のそれぞれの心情を考え，事件の内容もやはり加害者の証言が真実かどうかを判断するのに非常に苦労いたしました。

司会者：4番の方の時は，証人尋問という形で話を聞かれましたか。供述調書を検察官が朗読するという形じゃなくて，直接証言を聞かれたのですか。証人尋問というのは直接話を聞くわけですから，そののわかりやすさみたいなものはいかがでしたか。

経験者4：内容はわかるのですが，とにかく真実かがわからない。

司会者：話している内容自体は証人尋問でもわかりやすいということでしょうか。

経験者4：はい。

経験者3：私はちょっと感じたことを事前に書いていますけど，検察官が事件の内容とか証拠とかをいろいろとバツと言われますけど，被告人本人がああ状態で理解できるのだろうかと思える速さだったと思います。逆に私があの法廷に立ったら，はいと言わざるを得ないような速さだったろうと思います。証拠書類が整っていたかもしれませんが，弁護士さんと検察官のドラマで見るような議論はなかったと思っています。被告人本人が，ああ状態で，はいと言っていたけど，よくあれだけ納得させちゃったなと思っています。と言うのは，夫婦のトラブルでの殺人だったわけですけど，私もそういうことをはずみでやるかもしれないと思っています。実際，それが怖いぐらいです。それが，私たちと検察官と裁判官あたりと弁護士さんの判断で，例えば何年と，その人の人生をこのくらいで決めていいのだろうかとも今でも思っています。今服役されておりますけど，7年後，こんなふうに反省し

てよかったなという，本人が服役されてよかったなと思われることは，私
たちも知りたいと思うし，それで納得すると思います。このままだったら，
あれでよかったなと思われるか，本人がどういう思いだろうかと。夫婦間
で，殺したということになっておりますけど，親族がいるし，孫もいるし，
今でも納得がいかないところがあります。

司会者：今，3番の方がおっしゃいましたが，説明が速かったというのは，例え
ば，しゃべり方が速いとか，あるいは矢継ぎ早に次々に書面が出てきてと
か，どういった様子だったのでしょうか。

経験者3：時間的にも制限があると思いますけど，普通にゆっくり考えられるような
状態だったろうか，本人がそういう心境だったろうかと，私自身疑問に思
います。

司会者：もう少しじっくり審理をするほうがよいということでしょうか。

経験者3：通り一遍の，ババツと言われて，本人が納得して，また弁護士さんからも
後から言われて，裁判官が最後にまとめられたという感じになっています。
本人がそれで納得したのだらうかと思っています。その人の人生を左右す
るから，何年，何年って。それに，孫などがいれば，じいちゃんが犯罪人
だったということもあるので。私も考えていますけど，よくわかりません。

司会者：裁判員の方にとっても，もう少しじっくりとした審理をしたかった。そ
ういう御意見ですね。

経験者3：私たちも初めての心境でもあるし，物珍しさ，悪い言い方をすれば，そう
いう状態です。本人としてはどうだろうかと心配している。

司会者：証拠調べとか審理について，逆にどういう点はわかりやすく理解しや
すかったと，何か印象に残るようなことはございますか。

経験者1：私の時は，絶対本人はやってないと，全面的に言っている裁判だったので，
証拠を徹底的に調べて。決定的に誰かがそれをやっているところを見たと
か，手が汚れていたとか，そういう決定的なものがないというので，証拠

となるビデオとかを何度も何度も何度もみんなで巻き戻しては見るということを見せてもらったのはよかったなと思います。ただ、だあっとこういう証拠ですというふうに言われたら、わからない。証拠とされるものがビデオだったので、それを本当に時間をかけて何度も何度も見せてもらった。一生懸命みんなで目を凝らして、巻き戻しては止めて、巻き戻しては止めてというふうに、みんなで一生懸命考えさせられたというのでしょうか。それと、分刻みで時間をみんなで考えたとか、そういうふうに、裁判長とかに指導してもらった部分もあるんですけど。何度も我々が納得するまで見せてもらって、それを数字にも表せてもらったというのは、とてもいいことだったんだなと、これは表面には出てこないんですけど、よかったと思っています。

司会者：審理に関して、何か御意見はございますか。

経験者2：凶器とかは見せていただいたんですけど、凶器はカッターとハサミだったんですけど、そのカッターで本当に人が殺せるのかという話にもなったので、ちゃんと見せてもらって、こういう錆びたナイフであっても殺意があったら人が殺せるのだろうかとか、このハサミでどこかを突いたら人が殺せるのだろうかということは、よくわかりました。被告人がしゃべらない方というか、余り聞けなかったので、もう少し心情などを聞きたかったなと思いました。

司会者：被害者とか陳述者の供述調書を検察官が朗読するのを聞かれたという方はおられますか。

裁判官：事実関係を争われた事件に関与された方々が今日ほとんどなのかなということで、争われなかった事件に関しては、いらっしゃるかどうかな。

司会者：いわゆる自白事件で、事実関係に争いがなくて、今回の事件の争点は量刑ですといった事件に関与された方はおられますか。その時に、被害者とか目撃者とかの供述調書を検察官が朗読するのを聞かれた方はおられますか。

か。事実関係のわかりやすさみたいなものはどうでしたか。

経験者4：わかりやすかったです。

司会者：そうですか。内容もわかりやすく整理されていたということですか。

裁判官：割って入って恐縮ですが、4番と5番の方に御一緒しているのですが、被害者が亡くなっている事件なので、被害者の調書はなくて、共犯者が証人で出てきたという事件なので。遺族の方の調書とかはあったのです。

司会者：そうですか。そういう方の調書の朗読はあったわけですね。

経験者4：それはありました。

司会者：それはわかりやすかったという印象ですか。

経験者4：はい。

司会者：そうですか。皆さん、検察官と弁護人の先生が見えておられますので、検察官、弁護人はこういう点をご苦労されたのだな、こういう点はよかったな、これはわかりやすかったなと褒めてあげられる点とかございましたら。どうぞ。

経験者6：私は、今日出席している検察官のところでもございましたけども、非常に張りがあって、非常にわかりやすかったと思います。しかし、さっき言いましたように、一番最初、そういう供述調書を読まれた時が、私たちは入ったばかりなので、読まれたのがちょっと、どういう格好で調べられたかというのを自分たちは何もなしで聞いているから、ちょっと質問されたように、本当にこれが真実かどうかというのは、逆に検事さんなども、そこに書いてきたものを読んだのだらうなというのが、最初ぽっと入ってしまった時に、確かに何を検事さんは話しておられるかということで聞いて、今事件のものを読んでおられるからということがわかってきた次第です。だから、その入り方にちょっと余裕が、私たちがその部屋に入る時の心の持ちようです。これをもう少し持っていけば、そういう理解があったのではないかなと思います。

4 評議

司会者：審理につきましては，皆さんいろいろ感想をお持ちのところだと思うんですけども，次の話に進みたいと思います。次は評議について，皆さんの意見，感想を聞かせていただければと思います。評議で私たち裁判官が一番気をつけると言いますか，配慮しなければいけない点と考えているのは，皆さんが自由に意見を言えたかどうか，そういう雰囲気や裁判官がちゃんとつくることができているかどうか。そういう議論の場を設定できているかどうかというのが，私たち評議を担当する裁判官は，とても配慮しているんですけど。その点の意見，感想，率直なところを聞かせていただければと思うんですけど。耳の痛いところを，感想をいただければ，今後の成長の糧にします。では，5番の方どうぞ。

経験者5：私の場合でいくと，評議の意見の中で，私自身がこう思っているということや言いたい場面はあったんですけども，それが加害者の供述に基づいた裏づけみたいなものというのがその中に出てこなかったもので，評議の中で私だけが話しても，皆さんの中に情報として共有されていないので，私が一つ言いたいのは，意見として話の検討にならないというところがあったかなというのが感じます。ですから，本当に供述だけで証拠も少ないところで進みましたので，供述に裏づけたものという情報が少なかったかなというのが感じとしてありました。

司会者：5番の方は，発言を遠慮されたことはなかったですか。

経験者5：共有されたものに関して，意見はすべて出した感覚なんですけど。ただ，私の中で思っていること，裁判の中で発言した内容で，裏づけの出していないところは，私の中でここはどうしてどうなのかなというハテナの部分が，皆さんとの意見の交換の時に，出せなかったかなというのがありました。

司会者：評議について，ほかの方はいかがですか。

経験者 1 : 私たちの時は、とにかく長かったので、結構詰めて話しましたし、そういう点では、結構皆さん言いたいことは結構言ったのではないかという気がするんです。二、三日だとそこまで詰めて話していない。2 週間もずっと一緒にいるから、結構皆さん、個人的なお話、自分の経験上とか、個人的なお話とか出たりして、結構裁判所の方たちも御自分の私的なことも話されて、なるべくみんながいろんなことに意見を言いやすいように持っていてくださったと思うんですけども。そういう点で長かったというのは悪いことではなかったんだと、今ふっとちょっと思ったんです。割と出せる雰囲気であったんじゃないかという気はするんです。裁判の内容自体云々ではなく、皆さんの心情的なもの。徐々に時間が経つにつれて、交代でおやつを持参して、皆さんで休憩時間に食べたりとかして、結構出せる雰囲気はあったんじゃないかなと。そういう点では長かったのはよかったのか。裁判に関しては何とも言えないんですけど、出せる雰囲気としては、長い時間というのは必要だったかなと思います。

経験者 4 : 私のほうは、期間と時間です。これが非常に少なかったということで、裁判官の 3 名の方が先導していただいて、それに沿った話しかできなかったというのは確かだと思います。だから強制されたとかそういうことは一切ありませんので。まったくの素人だからですね。その辺は、決めつけるといのはなかなかできなかったものですから。それと、時間と期間の短さと。

司会者 : 評議の時間とか内容によって、非常に難しいところがあると思いますけど、評議の時間については、1 番の方はじっくり時間をと、3 番の方も消化をしながら、自分の理解を深めてと、そしていろいろなことを考えながら決めていくということになります。それだけ消化をする時間が必要だといのは、皆さん同意見ですね。1 番の方はおっしゃっていただいたんですけど、皆さんでいろいろとああでもないこうでもない議論をして、悩

んだり考えたりして、話し合うことによって作り上げていくという要素があるのかなという感じがするんですけど。その辺の感想はいかがですか。最後の結論が出る過程で特に量刑を幾らにするかというのは非常に悩むところで難しいと、雲をつかむようだと言われたりするんですけど。最後の結論を出していく過程についての感想はいかがですか。

経験者4：私の場合は、まずは検察官が何年ということをおっしゃっていただいたので、それから引く1年か2年、私のは13年が判決だったので、ですから、非常に罪としては重たい罪だと思うんですが。最終的には13年と決定したものですから、そういうことになりました。

経験者1：やはり、長かった分、みんなで本当にいろんな意見を出し合って、絞り込んでいって、一生懸命一生懸命考えたというのは、みんながあるなって気がしてます。2週間という間に、休憩というか、自分一人で考える時間が何日もあったということもあって、またそれを新たに持ち寄って、休みの間にこう考えたんだよという話とかも出たので、結構積み重ねていったような気はします。

5 判決宣告

司会者：それでは話を進めていきたいと思うのですが、次に判決や判決言渡しの手続についての感想や意見がございましたらお願いします。実際に判決書ができる過程をつぶさにご覧になったと思います。その判決を見て、判決言渡しへと進んでいく手続についての感想はいかがですか。大体評議で出た結論をまとめて判決書を作りますので、そんなものかなという感じですかね。評議の内容が判決に反映されていたかどうかについて、皆さんのどのような感想をお持ちでしょうか。

経験者5：評議が終わって、文書の作成になった段階で気持ち的にはほっとしたというのがあって、作成された下書きをみんなで確認し合っただけでいいです

というところで進んでいますので、そのあたりになると、全然手続上は問題なかったと思います。

司会者：今まで審理から判決までみていったわけですけども、出席されています裁判官、検察官、弁護士から、何かどの場面でも結構ですけど、メッセージの前に、今までの議論の中で質問等ございましたらどうぞ。検事ございますか、どうぞ。

検察官：先ほど司会の裁判官から検察官や弁護人の褒めるべき点があったらという御指摘がありましたけど、褒めてくださいということをお願いしたいのではなくて、厳しい御意見を賜りたいのです。こんなのはわからない、何を言っているのかさっぱりわからない、こういう言い方はないでしょう、あるいはこういう見方はないんじゃないかといったことがいろいろおありになったと思うんです。むしろ批判的な御意見を承れればと思います。お願いいたします。

司会者：検察官の訴訟活動について、辛口な御意見がございましたら、どうぞ。

経験者5：私が担当した事件は、被害者の方が亡くなって、加害者2人の意見が全然違うというところで、争いになっていたんですけど、犯行の時期もかなり昔になって、本当に供述だけが頼りだったのですが、私も一言一句、犯行時のいろんなことを話すのを聞いていたんですけども、さっき言いました裏づけというところが、その中で弁護士や検察官も裏づけというのが非常に少なかったというのが感じとしてありました。例えば、犯行時が夜凶器を振り上げていたとした場合、その時の天候はどうだったか、当時は暗く見えなかったとか、具体的にそこでそういう裏づけが出ていれば、なるほどそういうことだなという理解があったんですけど、そういったものが少なかった感じがしたので、話の裏づけとして、もう少し情報としては欲しかったかなというのがありました。

司会者：弁護士さんの感想については、辛口でもよろしいですか。

弁 護 士：はい。この後にまたお話されると思いますけど、これから裁判員になれる方へのメッセージをお話いただく時に、少し教えていただきたい部分があります。皆さんおそらく刑事裁判の原則とかいう話はそれまでは耳にしたことがなかったと思いますが、今回、裁判員を経験されて、それがなくても安心だよとこれから裁判員をやる方に言えるかどうか、そのあたりをこれから後のお話の時に聞かせただけならばと思います。経験がなかったけれども、それでも大丈夫だったというふうに、経験されてそう思えるかどうかというところを後ほどお願いします。

司 会 者：ほかに検察官や弁護人の訴訟活動についての辛口の御意見はありませんか。この点はわかりにくかった、あるいはこの点はこういうふうにしたらどうかというように何か思い浮かぶ点がございましたらお願いします。

経験者6：私は素人なんでよくわかりませんが、国選と私選の弁護士さんのやり方というんですか、自分で選んだ弁護士さんのほうはすごいお金をもらっていて、国選の場合は検事とぐるになってやられるようなことはないんですか。

弁 護 士：私はすべての事件をわかっているわけではないので、あくまでも私限りの話というふうにお聞きいただいたらいいと思いますけれど、私は、国選事件でも私選事件でも、全くやることに変わりはありません。やるべきことはやらなければいけません。それは、私選で、あなたが選んでくれたから、前の国選事件の人より一生懸命やりますよということはありません。本当にそうかというふうにお思いになるかもしれませんが、それはそのとおり、間違いありません。私選だからものすごくお金をもらっているかもしれないとお思いかもしれませんが、必ずしもそうではない時もある。国選は絶対不払いということはありません。そういう面もありますので、私選がよくて国選がだめということは、なかなか私の中では言えないんじゃないかと思います。

裁判官：私のほうからもその点についてよろしいですか。弁護士さんの言っていることだけじゃなくて、裁判官がどう見ているかということもお話しておいたほうがいいかなと思います。弁護士さんは、時々評議の場面で裁判員の方から出る感想として、何であんな変なことを言うのかみたいな感想が出ないわけじゃないんですが、私たちは、弁護人の役割は正しい裁判をやるための有益な活動をする存在というふうに理解しています。要するに反対の意見がある中で適切な判断をするというのが、間違いのない裁判をするために非常に意味のあることだと思っています。そういう活動を弁護士さんはされていますし、それは国選であっても私選であっても変わりはないと我々は思っています。

6 これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者：法曹の心意気をお話いただきました。それでは、最後のテーマになるわけですが、これから裁判員を経験される方々への皆さんからのメッセージを聞かせていただければと思います。皆さんは裁判員を経験された貴重な経験をお持ちです。その経験を広くお話していただくということは、これから裁判員になる方にとって大変参考になると思いますので、大いに話をしていただければと思います。1番の方から、これから裁判員をされる方へのメッセージをお願いします。

経験者1：メッセージと言えるほどではないですけど、いろんな意味でやってよかったとは思いますが。なるべく参加していく環境を作っていただければ、どんどん皆さんも参加できるようになるのではないかなと。まだ始まったばかりなので、いろんな偏見があるので、怖い部分もありますので、もっともっとPRしてもらったほうがいいのかという気はします。

司会者：2番の方、いかがですか。

経験者2：裁判員になってよかったことは、新聞の小さい見出しの裁判員裁判の記事

を頻繁に目にして、よく読むようになったこと。テレビをつけても、前は多分流していたと思うんです。でも、割と気づいて見ていること。だから、何かちょっとでも、関心が持てたのはよかったなと思います。

司会者：ありがとうございます。マスコミの方をお願いして、できるだけ記事を大きく扱っていただいて、関心を呼んでいただくということで、よろしくをお願いします。3番の方はいかがですか。

経験者3：私の場合、裁判員になる前のほうが苦しい思いをしました。私が何でそんなところに行かなければいけないのかと思ったことと、これは半強制的なものであるから行かなければいけないと思うことになりまして、心が決まって裁判所に来たわけです。さっきも言いましたけど、それまでには放っておこうという気持ちもありました。仕事があるものですから、続けて休まないといけないとは知らなかったものですから、代替りの補充裁判員がおられますけど、なかなかその方に来てもらいますとそんなに頼めるわけでもないし。私は4日間ありましたけど、2日目ぐらいまではそんな実感を持っていませんでしたけど、3日目ごろから一生懸命になって、やらなければいけないという気になって、みんなと協議を重ねて、もちろん裁判官の指導がありまして、そういう物差しで最終的には終わったと思っております。勉強させてもらってよかったなと思っております。今度なられる方は、私と同じ物差しは持たない人たちが集まられると思いますけど、一生懸命指導してもらえば何とかかなると思っております。

司会者：4番の方、いかがですか。

経験者4：私の場合は、友人とか社員の方にお話をしているんですが、まずはあれこれ考えずに参加したらいいんじゃないかと。自分の考えを素直に、話を聞けばいいんじゃないかと思っております。複雑なことも多く、判断に困ることもあろうと思うんですけど、よく考えて発言してくださいということを思います。ただ、仕事第一、家庭第一、健康の管理も第一だと思っておりますが、せっかく

司法に少しでも携わるチャンスだと思うので、ぜひ参加してほしいと思います。

司会者：5番の方，どうでしょうか。

経験者5：次に選ばれる方も，ぜひ参加していただきたいというのは私の思っているところです。私も参加させてもらって，テレビでよくロケをやっている刑事ドラマとか，裁判のシーンとかありますけど，真剣に，こういう話だったら納得できたのになとか思いながら見たりするようになりましてし，関心を持つというのは大変いいことだなと思っております。

司会者：6番の方，いかがですか。

経験者6：メッセージになるかどうかわかりませんが，私は，先ほど言いましたように，70歳を超えてもこういうことができたということが，私は逆に誇りに思っております。周囲ではわざわざ70歳を超えて行かなくてもいいだろうと言う人の意見が多かったと思います。しかし，私の場合は3日間だったんですけども，非常にいい勉強をさせていただいたということで，元職場の総務課には，説明を事前に知っておけば行く人間に対してゆとりを持って説明できるのではないかと感じておりましたので，PRしたんですけどね。それと，今日，バッジをつけてきました。こういうのがPRですよということでしょうか。感謝状もいただきましたので，勉強したということで，私は何回も言うようですけど，冥途の土産に話そうかと思っております。

司会者：皆さん，貴重なお話を今日はたくさんしていただきまして，ありがとうございました。皆さんが今日話していただいたことを還元するというのが裁判所のこれからの責務ですけど，ぜひ皆さんの意見をこれから裁判員になれる方の参考に提供することによって，多くの方が裁判員裁判に対する理解を深めていけるように，裁判所は努力したいというふうに思っております。以上で意見交換会を終了したいと思います。本日は本当に率直

な御意見をありがとうございました。お疲れさまでした。

(休憩)

司会者：時間が参りましたので、次に進めていきたいと思えます。

裁判官：先ほどお伺いしたいなと思うことを漏らしてしまいましたので、1点だけよろしいでしょうか。評議の場面の話なんですけど、私と評議を御一緒したお三方がいらっしゃるのに、こういうふうにお伺いするのは何ですが、評議でわりと裁判官は意見を言わせていただいたと思うのですが、裁判官が意見を言ったことで、皆さんが、自分の考えをまとめるんじゃなくて、そうしなきゃいけないというふうにお感じになったか、それともそうじゃなかったのかということについて、さっき評議の中での指導みたいな話も出たので、評議で裁判官と話し合っただんな感想を持たれたかだけお伺いできればと思えます。自分が自由に意見を述べることの妨げになったか、ならなかったかみたいのところをお話いただければと思えます。進行を妨げて恐縮です。

司会者：裁判官の意見の影響ということになりますか。その辺はどのようにお考えになりますか。

経験者2：貴重な御意見として伺わせていただきました。だから、左右されることもないし。ないというか、こういう考えもあるんだな、周りの方の裁判員の方の考えもこういう考えがあるんだな。でも、自分の考えっておかしいのかと思ったことは多々ありました。

司会者：皆さんの意見を参考にしながら、自分の意見を述べながらやられたということですね。

経験者2：はい。

裁判官：3番の方は、先ほど指導といった言葉が聞かれましたが、その意味を少

し説明していただけますか。

経験者3：私の場合は、裁判長さんは年配だったけど、裁判官の若い人がおられた。私の息子ぐらいじゃないかと思って、気楽にざっくばらんに話して、向こうが誘導するとか、うまかったかどうかは知りませんが、これはよくできてましたと、感謝しております。

司会者：裁判官はこちらの意見を求めているんだな、こうふうに言わないといけないのかなというような、裁判官から誘導されているというような印象はございませんでしたか。

経験者3：ちょっとはあったと思います。というのは、私は物差しを持たないわけじゃないですか。この事件に対して物差しを持たないから、うちの検事さんは7年と言われたけど、全国的な平均のグラフで表して納得したという感じですよ。

経験者5：裁判長がいらっしゃるからあれなんですけど、聞き手とか進行役という形で、私らも何に基づいて話を進めていいのかわからないので、進行役という形に徹されていたかなというのが私の感想です。特に何ら意見が入ったというのは、なかったように思います。

経験者4：私のほうも、裁判官の方は、中立的な話だったと思っております。

司会者：どうもありがとうございました。それでは、マスコミの皆さんから質問事項が裁判員経験者の皆さんにございますので、その質疑応答に入りたいと思います。マスコミの皆さんどうぞ。

第2 質疑応答

代表質問：先ほどのやりとりの中で、かなり御意見をいただいた部分もあるんですけども、改めて皆さんの率直な御意見をいただければと思って質問させていただきます。まず、1番目に、裁判員裁判の制度は、法律の規定で、施行後3年をめどに必要な応じて見直すとされています。来年5月にその3

年を迎えることになります。皆さまが裁判員を経験されたことを踏まえて、改めて制度の改善点、課題などについて考えるところ、思うところがあれば教えていただきたいと思います。先ほども選任の手続で少し御意見がありましたけども、先ほどの話と別のお話でも結構ですので、率直な御意見がありましたら、裁判員制度の是非も含めて、こういう制度でそのままでもいいのかということも含めて、御意見をいただければと思います。そうしましたら、先ほどずっと1番さんからで恐縮だったので、6番さんから、変化球いきましょう。よろしくお願いします。

司会者：司会の権限を奪われてしまいました。6番の方、よろしいですか。

経験者6：私たちど素人が入って3日間とか、4日間とかやることですから、これを見直してくれ、あれを見直してくれという意見を持つような、大それた意見は持ちません。というのは、やはり世間でマスコミが流していただいているテレビ、新聞。あの状態で全部出ているのであれば、皆さん見られるのは裁判員には選ばれたくないというような発言になっているので、逆にお願いしたいのは、マスコミの方が裁判員というのはいいことですよということをPRしていただければと思っております。そうすれば、皆さんが、みんな喜んで来てくれるんじゃないかと思って。逆に質問していいでしょうか。

幹事社：受けて立ちましょう。

経験者6：失礼ですけども、この中で裁判員に選ばれた方はいらっしゃいますか。

幹事社：多分いないと思うんです。特に、専門的というか、私たち裁判の担当をしている記者ですので、もし選ばれたとしても、選任手続の中でいろいろな質問をされて、あなたはこの事件を知ってますかと、私たちは警察に取材することも可能なので、より事前に情報を得たりして、そういう場合は除外をされるということになっておりますので、恐らくここにいる記者については、選ばれてもないですし、選ばれることも可能性としては低いの

ではないかと思われます。

経験者6：無作為でいくということですから、それはわからないのではないのでしょうか。

幹事社：私たちも法律で除外されるものではないので、はがきが来たり、選任手続に来てくださいというところまでは皆様と同じように来ますけど、最終的に裁判員として選ばれる確率はかなり低いのではないかなというふうに思っております。

経験者6：わかりました。

幹事社：御納得いただけましたでしょうか。5番さんから、同じ質問でよろしくをお願いします。

経験者5：さっきもちょっと話があったんですけど、短い時間で何にもない真っ白な状態で裁判の話を進めていくという上では、あまりにも情報が少なかったかなというのがあります。ケースバイケースで、この件に関しては、事前にあらかじめ事件の情報を周知というか、本人の中に十分入れた上で裁判を進めていくといったほうが、より意見も出やすくなるんじゃないかなというふうに思います。

経験者4：私は、この制度に賛成しておりますので、見直しの必要はないと思っています。また、改善点については、期間とか時間についての、そういう願いはあると思います。

経験者3：私も、一応賛成はしています、今の状態で。無差別にコンピューターで選ばれますけど、例えばこういう事件をしますよと事前に書類を送った場合、漏洩の問題になろうと思うし、プライバシーの侵害にもなろうと思います。その場で事件を、それが裁判だろうと思っています。ある程度弁護士さんと検事さんの弁論大会みたいになったと思ってますけど、なかなか早い口調でしゃべられますので、聞き取りづらいところがたぶんあったというくらいです。別にこれといって変えてもらう必要はないかと思っております。

経験者 2 : 裁判員制度はそのままがいいと思うんですけど、招集の仕方がもう少し、半年ぐらい前に来るじゃないですか、通知みたいな、意見を書くみたいな。何か来るのかな、来ないのかな、どうなのかというのもあるので、もうちょっと早くというんですか、3月にあるなら1月にぐらいの感じでしたほうが私はいいと思います。

経験者 1 : 私は、最初にお話したように、周りの理解をとれるところに、特に働いていると会社とか、そういったところにもっともっと働きかけて、長丁場になったとしてもスムーズに行けるような環境にもっとしてほしいなと思います。長期間休んだとしても、解雇になったり、そういった表面でなくても、言わざる圧力がかからないような、そういうふうな環境を整えてもらえれば、とてもいい制度だと思います。ただ、私としては、もうしたくないです。

代表質問 : ありがとうございます。引き続き 2 番目の質問に移らせていただきます。裁判員制度は 2009 年 5 月から始まりましたが、死刑判決が出された事例や、逆に検察側が死刑を求刑したのに対して判決が無罪となった例もあります。検察側が特に極刑、死刑や無期懲役などを求める場合は、今日の 1 番の方もありましたけど、審理が長期化いたします。裁判員裁判対象の事件に、こういった死刑求刑が予想されるような、とても重大な事件を含めることについて、裁判員を御経験された立場から、御自分だったら、どういうふうに審理に臨まれるかとか、そういった事件を裁くことについて、どうお考えになるのか、率直な御意見を承ればと思います。

司会者 : 進行の時間がございますので、意見のある方から意見を伺うということで対応したいと思いますが、よろしいですか。

経験者 5 : 死刑求刑が予想される事件を含めるということに対してなんですけど、これは今のままでいいんじゃないかなと思います。事件の大きい、小さいと

かありますけど、いろんな人の意見でまとめたもので、その方に判決を下されるという制度はとてもいいことではないかなと思います。

経験者1：死刑と言われるとあれなんですけど、私の裁判は、すごい長期化して長かったんですけど、だれも死んでないし、だれも怪我をしていません。それと、死刑になった、人を殺した、それは同じ犯罪なので、それを大きい、小さいみたいなもので判断するのはどうかなというふうに思います。新聞社の方たちは、死刑判決とかのほうが大々的に扱われるかと思うんですけど、さっき言ったみたいに、だれも死んでないし、だれも怪我をしていない場合は、割りと小さく扱われると思いますけど、そこに関わった人たちの気持ちとかというのを裁判員制度でいろいろ考えさせられて思ったものですから、それを死刑だからというふうな言い方をされると、逆に、私が言うようにPRをしてくださいという部分が削られるような気がするんですけど。そこを報道の方は踏まえてやっていただきたいなと思います。

代表質問：それでは、3番目の質問に移ります。裁判員制度の下で判決を受けた事件で被告側や検察側の控訴、もう一度裁判をしてほしいということで、控訴審で判決を終えた事例も増えています。その中で、裁判員裁判の判決を否定する、ひっくり返すような結論も出ていますが、控訴審、福岡高裁での審議は従来どおり、職業裁判官による裁判のままで行われています。皆様の判断した判決をどのように高裁が判断するかなんですけれども、高裁での控訴審のあり方について、何か御関心や御意見があれば、教えていただけますでしょうか。

司会者：控訴審と言うと、皆さんはなかなか実感が湧かないということがありますけれども、これまでのところと含めて、御意見がおありでしたら、どうぞ話してください。いいですか。

幹事社：聞き方を変えましょう。被告が、例えば量刑が重過ぎるとか、内容に不

服があるという場合は、もう一度チャレンジをして、もう一度裁判を受ける権利というのが保障されています。それで、福岡でしたらこちらで、皆様の事件をもう1回高裁で裁かれるということになるんです。その高裁では、今言う裁判官のみの審議で、皆様の意見が、集約した結論が正しかったかどうかということ判断するわけなんですけれども、例えば皆様がせっかく市民の方で選ばれてこういう裁判員制度をつくったのに、市民の方が出した結論は裁判官がひっくり返したら意味がないんじゃないかと思われる方もいらっしゃるでしょうし、あるいはいやいやまた違った視点で裁判官がプロの目で見直して違うところを修正することはそれはいいんじゃないか。大きく分けるとこういう二つの意見だとは思いますが、そのことについて、皆さんは、高裁でどのように審議されるかについて、自分の意見をやっぱり尊重していただきたいと思われるのかどうかについてなんですけど、何か御意見がありましたらいただければと思うんですけれども。

経験者1：今言われて思ったんですけど、この裁判員制度は、私が終わった後にアンケートというんでしょうか、その後を知りたいですか、知りたいのであれば連絡しますよという文書があったんです。私は知りたくなかったので、要らないというふうにしたんです。控訴されようがされまいが、その時一生懸命考えてやったことだし、次の段階でひっくり返ることも、逆にそれは冤罪とかそういうのがなくなっていいんじゃないかなと、逆にひっくり返ってひっくり返って、ころころころころ変わってしまうぐらい一生懸命考えてもらうほうがいいんじゃないかなと、私は思うんですけれども。

経験者6：私どもも、今言われたような体制ですけれども、ど素人がそういうことを最後の最後までやられるということは難しいんじゃないかと思います。六法全書も知らないで来ているので、やっぱり裁判所のほうで、奥の奥まで調べてやるんだから、そこまで突っ込んでできないんじゃないかと、ひっくり返すようなあれは、裁判員裁判には持ってくる必要はないかと思

ます。

経験者5：裁判員制度の判決の内容は、皆さんで出した結果なので、その後何らかの形で新しい何かが発見されたとか、いろんな見解があったりとかで、そういう控訴審があるというのは、制度上、やむを得ないなと思うんですけど、それについては、もう裁判員制度もそこまでは必要ないかなというふうには私は思います。

司会者：次の質問をしていただけますか。

代表質問：4番目、最後の質問になります。裁判員経験者の皆様には、法律で評議の秘密を話してはいけないという守秘義務が課されておりまして、罰金も科せられるという規定になっております。これに対して、日本弁護士連合会は、この守秘義務を見直すように提言しているような状況です。今日たくさん話していただきましたけれども、皆さんが御経験をどこまで話しているのか、これは大丈夫なのかというさまざまな葛藤があると思います。この守秘義務の規定について、あったほうがいい、あるいはなくてもいいんじゃないとか、是非も含めて、何かご意見がございましたら、お聞かせいただければと思います。

経験者5：評議の秘密というのは、確かにプライバシーに関わるようなところもあったので、ここでいう守秘義務というのは、あったほうがいいのか。ビジネスでも、守秘義務とかありまして、守るべきところは守るということで、話の内容はある程度線を引いて、こういう形であったほうがよいかというふうに思います。

経験者3：私も、守秘義務ということがなければ、何でも途中で言うて、それは絶対的なことは言えないと思います。私の裁判の場合3年半だったけど、その内容自体が、自分がいつそんな目に遭うかわからない、瀬戸際的时候もあります。殺人まではいってない、何かを抑えているからそこまでいってな

い状態だと思ってます。だれでもが、法廷に立たれるときがあるかと思えますけど、守秘義務だけは、逆に私になった場合、してもらいたいと思っております。

司会者：代表質問が終わりました、個別質問はおありですか。あと時間は4時までということで限られていますけど、ございますか。よろしいですか。そうしましたら、5分時間が余りましたけども、質問もございませんので、終了という形でよろしいですか。それでは、今日の意見交換会は記者からの質問も含めましてすべて終了したいと思います。どうも皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。